

大阪市前立腺がん検診有識者会議

日時 令和6年8月22日（木）19時～

場所 大阪市役所地下1階 第8共通会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 前立腺がん検診の実績報告（令和5・4・3年度）
- (2) 令和5年度有識者会議の振り返りおよび令和6年度の変更点
- (3) 精密検査依頼書の変更について
- (4) その他

3 閉 会

【資料一覧】

資料1	大阪市前立腺がん検診受診者数	1
資料2	令和5年度 前立腺がん検診結果報告	3
資料3	令和4年度 前立腺がん検診結果報告	7
資料4	令和3年度 前立腺がん検診結果報告	11
資料5	令和6年度 大阪市保健事業のしおり（抜粋）	15
資料6	大阪市前立腺がん検診個人票	19
資料7	大阪市前立腺がん精密検査依頼書 兼 結果報告書	21
資料8	大阪市前立腺がん検診 精密検査の考え方	23
資料9	大阪市前立腺がん精密検査依頼書 兼 結果報告書（案）	25
	（参考）一次医療機関から精密検査へつながらなかった事例	27

大阪市前立腺がん検診有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 本市が市民を対象とする前立腺がん検診において、効果的かつ効率的ながんの予防及び早期発見を図るため、検診の実施方法等について外部の有識者の意見を聴取することを目的として、「大阪市前立腺がん検診有識者会議（以下「会議」という。）」を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前立腺がん検診の実施方法に関する事
- (2) その他前立腺がん検診の精度管理に関する事

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから局長が委嘱（委託）する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和7年3月31日までとする。

第6条 会議の庶務は、健康局健康推進部健康づくり課において行う。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

大阪市前立腺がん検診有識者会議メンバー名簿

氏 名	所 属
上川 禎則	大阪市立総合医療センター 泌尿器科部長
鞍作 克之	大阪公立大学大学院 医学研究科 泌尿器病態学 准教授
西村 和郎	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター 副院長
前川 たかし	一般社団法人大阪府医師会 理事
山中 幹基	一般社団法人大阪泌尿器科臨床医会 理事 庶務副委員長

(敬称略)

配席図（本庁地下1階 第8共通会議室）

令和6年8月22日（木）19：00～

